

吉川市事業者等に対する
原油等価格高騰対策支援金
申請要領

(R4.12.14 初版)

【問い合わせ先】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係

住所：〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野1-1

電話：048-982-9697（直通）

FAX：048-981-5392

メール：syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp

<市HP>

[https://www.city.yoshikawa.saitama](https://www.city.yoshikawa.saitama.jp:443/index.cfm/23,97549,129,735.html)

[.jp:443/index.cfm/23,97549,129,735.html](https://www.city.yoshikawa.saitama.jp:443/index.cfm/23,97549,129,735.html)

※様式等はこちらより取得できます。



1 補助金の目的

原油や光熱費などの価格高騰の影響を受けている市内中小企業及び個人事業主等に対し燃料及び電力等に係る経費の一部を支援することにより影響緩和を図るもの。

2 給付対象者要件

- (1) 市内に住所又は事業所を有する事業者等（※1）であること。
- (2) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していない事業者等であること。
- (3) 令和4年10月1日より前に事業を開始した事業者等であること。

※1「事業者等」とは次のいずれかに該当する方を指します。

①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者（個人事業主を含む）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

②中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合

上記に掲げるもののほか、一般社団法人、医療法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人なども該当します。

3 不給付要件

「2 給付対象者要件」の該当にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業者等に対しては、支援金を給付できません。

- (1) 本支援金その他市から同様の趣旨を有する他の補助金を受けた事業者等
→吉川市公共交通事業継続支援金、吉川市福祉施設等事業継続支援金の給付を受けている事業者等は対象外となります。
- (2) 農業協同組合法に規定する農業者及び農事組合法人
→農業経営者に対する原油等価格高騰支援金をご活用ください。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者等
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者等

- (5) 宗教法人法第2条に規定する宗教団体
- (6) 政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体
- (7) 上記に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者等

4 給付区分と支援金額

(1) 貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者、同法第22条の2に規定する特定貨物自動車運送事業者又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業者の所有する事業用自動車※2)の台数に応じて支援金を支給します。

<支援金額>

	台数	支援金額
①	使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車が15台以下	10万円
②	使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車が16台以上	20万円

※2「事業用自動車」とは次に掲げる基準に該当するものを指します。

- (1) 令和4年10月1日現在で、申請者が所有又はリース契約等により借用をしている自動車で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送業の許可又は届出に係る自動車
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別が「事業用」である自動車。
→緑ナンバー、黒ナンバーが対象です。
- (3) 使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車
- (4) 非けん引自動車、霊きゅう自動車、二輪の自動車以外の自動車

★提出する自動車検査証を必ず事前に確認してください。

(2) その他商工業者

令和4年1月から12月までのうち、任意の3月以上の期間における1ヶ月当たりの経費の平均月額（以下「基準月額」）が前年の同時期における1ヶ月当たりの経費の平均月額（以下「前年月額」）を上回る事業者等に対し、その差額に応じて支援金を支給します。

<支援金額>

	対象経費種類	基準（金額）	支援金額
①	燃料費、電気代、ガス代、水道代 (総額の場合や特定の燃料の選択も可)	基準月額と前年月額との差額が 2万円以上10万円未満	5万円
②		基準月額と前年月額との差額が 10万円以上の場合	10万円

★経費の算出方法

令和4年1月から12月までの事業に係る経費（ガソリン代、軽油代、重油代、電気代、ガス代、水道代など）の平均月額を基準として算出します。

まずは、ひと月ごとに経費を合計してください。

※合計する経費は「ガソリン代」「軽油代」「重油代」「電気代」「ガス代」「水道代」などから任意で選択可

<計算手順>

①令和4年中の任意の3ヶ月以上を選択し月平均（基準月額）を算出

（例）以下のように3ヶ月以上の月額であれば、連続した月でなくても良いです。

R	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4	40万	35万	28万	20万	18万	25万	33万	25万	21万	24万	23万

上の場合の基準月額⇒ $(40万円+35万円+33万円) \div 3 = \underline{36万円} \dots ①$

②令和3年中の同月の月平均（前年月額）を算出

（例）①のように令和4年1月、2月、8月を使用して基準月額を算出した場合は、令和3年の1月、2月、8月を用いて前年月額を算出

R	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3	30万	24万	20万	30万	25万	30万	24万	21万	21万	18万	30万

上の場合の前年月額⇒ $(30万円+24万円+24万円) \div 3 = \underline{26万円} \dots ②$

③基準月額（①）と前年月額（②）の差額を算出

$36万円 - 26万円 = 10万円 \Rightarrow \underline{10万円の給付}$

<通常の計算方法が使用できない方の特例>

創業等により前年同月比較ができない事業者等の場合は、以下の方法により算出した差額を用いて支援金額を決定します。

<計算手順> ※令和4年9月1日に創業した事業者のケース

①3ヶ月以上の月を任意で選択し、基準月額を算出

9月	10月	11月	12月
12万円	15万円	15万円	18万円

上の場合の基準月額⇒(15万円+15万円+18万円)÷3=16万円…①

②選択した月ごとの経費の消費数量(ℓやkwh)と単価表を使用し、仮想の月額を算出

【R4の各月の消費量】

月	ガソリン	電気	ガス
10月	150ℓ	1500kwh	50 m ³
11月	120ℓ	1600kwh	70 m ³
12月	180ℓ	1400kwh	30 m ³
平均	150ℓ	1500kwh	50 m ³

↓各平均と右の単価表の金額を乗算

【仮想の月額】

	1ヶ月当たりの金額	合計
ガソリン	23,205円	64,882円
電気	37,770円	
ガス	3,907円	

(各経費単価表)

ハイオク	ガソリン
165.5円/ℓ	154.7円/ℓ
軽油	灯油
134.7円/ℓ	1715.7円/18ℓ
重油	電気
84.82円/ℓ	25.18円/kwh
ガス	水道
78.13円/m ³	※

…②

③基準月額(①)と仮想の月額(②)の差額を算出

160,000円 - 64,882円 = 95,118円 ⇒ 5万円の給付

※各経費単価表は令和3年度中の平均単価を算出したものです。選択した月に関わらず、記載されている価格で計算をしてください。

5 提出書類 ※郵送可(消印有効)

<申請兼請求>

申請の受付は令和4年12月14日(水)～**令和5年2月10日(金)**までとなります。期日までに申請書兼請求書(様式第1号)と併せて、以下の書類を商工課までご提出ください。

貨物自動車運送事業者(第5条第1号)	その他商工業者(第5条第2号)
(1) 事業に係る許可書又は届出書の写し (2) 事業用自動車内訳書(別紙様式あり) (3) 対象となる全ての事業用自動車の自動車検査証の写し (4) 市内に住所又は事業所を有することを証する書類 →確定申告書、決算書、登記簿の写し 等	(1) 算定表(別紙様式あり) (2) 経費を確認できる書類 →(基本)勘定元帳、領収書、レシート、請求書の写し 等 (1年比較の場合)所得税青色申告決算書、収支内訳書の写し 等 (3) 市内に住所又は事業所を有することを

(5) 市税等を完納していることを証する書類	証する書類 →確定申告書、決算書、登記簿の写し 等
(6) 振込先口座が確認できる書類	(4) 市税等を完納していることを証する書類
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	(5) 振込先口座が確認できる書類 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※算定表内で税理士等の確認（署名押印）があれば帳票類は省略可とします。

※勘定元帳の写しを提出する場合は、余白に社名を記載し、社判を押印してください。

※確定申告書や青色申告決算書の写しを提出する場合、受付印や電子申告の場合の受信通知は不要です。

※基本的に商工課で収納状況の確認をしますので、添付不要です。ただし、個人事業主で市外在住の場合は、お住まいの市町村で納税の完納を証明できる書類を取得してください。

6 手続きの流れ

事業者（申請者）	商工課	備考
①申請書兼請求書提出	内容審査 ↓ ②給付決定通知 ③口座振り込み	申請書の提出期限は R5.2.10 までです。 給付の手続きから入金までに2週間から1か月程度要しますのでご了承ください。
④振込状況確認		
③通知確認	②不給付決定通知書	内容審査の結果不給付となった場合。
⑥通知確認 支援金の返還	⑤返還通知書	申請に偽り、その他不正が認められた場合。

7 その他注意点

- (1) 支援金支給後、申請や報告内容が虚偽であることが判明した場合は、給付決定を取り消し、支援金の返還を請求いたします。
- (2) 当該補助金に係る書類等は5年間保存してください。
- (3) 予算の範囲内での実施となります。上限に達した場合は、予告なく締め切りますので予めご了承ください。

8 Q&A集

【1 共通事項について】

Q1-1 本支援金の目的は

原油や光熱費などの価格高騰の影響を受けている市内中小企業及び個人事業主等に対し燃料及び電力等に係る経費の一部を支援することにより影響緩和を図るものです。

Q1-2 本支援金の対象者は

市内に住所又は事業所を持つ中小企業（個人事業主等を含む）が対象となります。また、一般社団法人や協同組合、NPO 法人なども対象となります。

※P1 の「給付対象者要件」参照

Q1-3 対象外となる事業者は

市で既に実施されている同様の目的である支援金（吉川市公共交通事業継続支援金、吉川市福祉施設等事業継続支援金など）の給付を受けている事業者は対象外となる他、農業者（農業法人を含む）なども対象外となります。

※P1 の「不給付要件」参照

Q1-4 支援金の金額は

本支援金では、事業内容に応じて以下の2つの区分に分かれます。

<貨物自動車運送事業者>

	台数	支援金額
①	使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車が15台以下	10万円
②	使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車が16台以上	20万円

<その他商工業者>

	対象経費種類	基準（金額）	支援金額
①	燃料費、電気代、ガス代、水道代 (総額の場合や特定の燃料の選択も可)	基準月額と前年月額との差額が 2万円以上10万円未満	5万円
②		基準月額と前年月額との差額が 10万円以上の場合	10万円

Q1-5 市内に複数事業所を所有する場合、申請は何度も可能か

申請は1事業者につき1度となります。そのため、貨物自動車運送事業を市内複数事業所で営む場合は事業用自動車を、その他商工業事業者は市内複数事業所の経費を合算して支援金額を算出いたします。

なお、代表者が同一であっても法人格が別であれば、それぞれ申請することが可能です。

Q1-6 最近廃業したが、対象になるか

申請時点で既に廃業されている事業者については、対象外となりますのでご了承ください。

Q1-7 申請はいつどのように行えばよいか

申請の受付期間は令和4年12月14日（水）から令和5年2月10日（金）までとなっております。当該期間内に必要書類を揃えて商工課窓口へ持参いただくか、郵送（消印有効）にて送付してください。

なお、**申請期間中であっても、予算上限に達した場合は、予告なく受付終了**となりますので、お早めにご提出ください。

Q1-8 申請書兼請求書以外に必要な書類は

必要な添付書類は以下のとおりとなります。申請する区分により必要な書類が異なりますのでご注意ください。

貨物自動車運送事業者（第5条第1号）	その他商工業者（第5条第2号）
(1) 事業に係る許可書又は届出書の写し (2) 事業用自動車内訳書（別紙様式あり） (3) 対象となる全ての事業用自動車の自動車検査証の写し (4) 市内に住所又は事業所を有することを証する書類 →確定申告書、決算書、登記簿の写し 等 (5) 市税等を完納していることを証する書類 (6) 振込先口座が確認できる書類 →通帳の写し（1、2ページ目）	(1) 算定表（別紙様式あり） (2) 経費を確認できる書類 →（基本）勘定元帳、領収書、レシート、請求書の写し 等 （1年比較の場合）所得税青色申告決算書、収支内訳書の写し 等 (3) 市内に住所又は事業所を有することを証する書類 →確定申告書、決算書、登記簿の写し 等 (4) 市税等を完納していることを証する書類 (5) 振込先口座が確認できる書類 →通帳の写し（1、2ページ目）

Q1-9 どのように支援金は支給されるのか

申請書兼請求書（様式第1号）にて指定いただいた口座への振込となります。直接現金では給付致しませんので、ご了承ください。

Q1-10 申請から振込までの期間は

申請書受理後審査（おおむね1週間程度）を行い、給付決定がなされた日から2週間から1ヶ月程度でお振込みいたします。

Q1-11 支援金の給付が分かる書類はあるか

給付決定または不給付決定があった際は、給付金額が記載された通知書を送付します。

Q1-12 本支援金は課税対象となるか

課税対象となります。なお、会計上の処理については税理士等とご相談ください。

【2 貨物自動車運送事業者の区分について】

Q2-1 貨物自動車運送事業者とは、どの事業者を指すか

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する「一般貨物自動車運送事業者」、同法第22条の2に規定する「特定貨物自動車運送事業者」又は同法第36条第1項に規定する「貨物軽自動車運送事業者」を指します。

Q2-2 本社は市外にあるが給付を受けられるか

本社登記や機能が市外であっても営業所、事業所が市内にある場合は対象となります。ただし、支援金額を決定する基準となる事業用自動車については、市外に配置される車両は含まれません。

Q2-3 事業用自動車とは

次に掲げる基準に該当するものを指します。

- (1) 令和4年10月1日現在で、申請者が所有又はリース契約等により借用をしている自動車で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送業の許可又は届出に係る自動車
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別が「事業用」である自動車。
→緑ナンバー、黒ナンバーが対象です。
- (3) 使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車
- (4) 非けん引自動車、霊きゅう自動車、二輪の自動車以外の自動車

Q2-4 個人事業としてバイク配達を行っているが対象となるか

貨物自動車運送事業者としての区分では対象となりません。仮に事業者としての届出を行っている場合でも、今回対象となる自動車に二輪の者は含まれません。

なお、その他商工業者の区分で申請は可能となりますのでご相談ください。

Q2-5 自動車検査証（車検証）は、全て必要となるか

必要となります。なお、提出は写しで結構です。

Q2-6 事業用自動車はリース会社より借用しているものも含めることができるか

可能です。ただし、自動車検査証に記載する使用者情報が申請者の名称、市内事業所の住所である必要があります。

Q2-7 旅客自動車運送業者は、この区分の対象となるか。

対象となりません。

Q2-8 県のトラック運送事業燃料価格高騰支援金の給付を受けているが対象となるか
対象となります。

Q2-9 冷蔵冷凍品の運送をしており用途が「特種」である車両は対象となるか
対象となります。自動車検査証で内容を確認します。

【3 その他商工業者の区分について】

Q3-1 その他商工業者の区分に該当するものはどういう事業者か

不給付要件に規定する事業者を除き、基本的に業種での縛りはありません。ただし、令和4年1月から12月までのうち、任意の3月以上の期間における1ヶ月当たりの経費の平均月額（以下「基準月額」）が前年の同時期における1ヶ月当たりの経費の平均月額（以下「前年月額」）を上回る事業者のみ申請できます。

Q3-2 対象となる経費は

燃料費（ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代など）、水道光熱費（電気代、ガス代、水道代）が対象となります。

Q3-3 なぜ前年同月対比が必要なのか

本支援金の目的に沿い、原油等の価格高騰の影響緩和を図るため、前年同月対比を行うことによりその影響度合いを確認するためとなります。

Q3-4 前年対比ができない事業者は申請できないのか

対比ができない事業者であっても、一定以上の事業実績（3ヶ月以上）があれば、通常の計算方法と異なる方法を用いて申請することが可能です。※P4の「計算手順」参照

Q3-5 対象経費の確認はどのようにして行うのか

各事業者で保管している勘定元帳や経費ごとのレシート、請求書、領収書などを添付いただき確認いたします。どれも写しで結構です。

Q3-6 レシートなどの帳票を全て提出しなければならないのか

勘定元帳の写しを提出いただける場合は、帳票の添付は不要です。勘定元帳が無い場合は、任意で選いだいた月ごとの帳票を全て提出いただく必要があります。

Q3-7 帳票類は全て担当税理士で保管している場合は

算定表（別紙様式）の下段にある担当税理士の確認欄に署名、押印いただければ、事実と相違ないと判断し、帳票類の添付を省略することができます。

Q3-8 既に処分してしまった（確認ができない）経費は含められるか

含められません。ただし、勘定元帳に記載が有る場合や、担当税理士によって確認が取れている場合はこの限りではありません。

Q3-9 市内に登記があるが市外に店舗を構えており、当該店舗の経費は対象か

対象となりません。本支援金の対象となる経費は市内に住所を置く店舗（事務所、事業所）の経費のみが対象となります。

Q3-10 自宅兼事務所であり電気代やガス代に家庭分が含まれている場合は

確定申告の際に計上するのと同様に、家事按分（事業に使用した割合を合理的な理由に基づき按分すること）により事業用の使用金額を算定してください。使用した割合については、使用時間や日数、床面積などが利用できます。

また、家事按分をする際は、備考欄にその旨を記載してください。

Q3-11 家事按分する際の割合に決まりはあるか

明確な割合はありません。ただし、家事按分をする際は、その経費の性質から、時間や日数、消費割合など、客観的な指標を用いて合理的な経費計上でなければなりません。

Q3-12 電気代やガス代が家賃にすべて含まれている場合は対象となるか

対象となりません。仮に賃貸借契約書内で電気代、ガス代、水道代の内訳が明記されていたとしても、定額で家賃あるいは共益費として支払いがされており、価格高騰による影響を当該部分では受けていないと判断し、対象外となります。

Q3-13 電気代などの請求書に記載する契約者名や住所が申請者事業者と異なる場合は

原則対象となりません。電気代、ガス代などの請求書に記載される契約者名は申請者名と、住所は市内事業所住所である必要があります。

ただし、自宅兼事務所などで、世帯主名で契約している場合などの合理的な理由がある場合は、申請書兼請求書の備考欄にその旨を記載することによって、対象とします。

Q3-14 ネットで閲覧できる電気代やガス代の使用量画面の写しを添付することで請求書や検針票などの代わりとなるか

代用可能です。ただし、料金や使用量だけでなく、契約者名や住所が確認できる状態であることが条件となります。

Q3-15 水道代は2ヶ月分の請求であるがどのように確認するか

請求金額の2分の1を1ヶ月分の水道料金としてみなします。

Q3-16 令和4年に法人化しており、昨年中の請求書等の宛名が異なるが対象となるか

税務署に提出する法人設立届出書などによって、法人化したことが分かる場合において対象となります。

その他商工業者の区分の場合

捨印を忘れずに！



吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書

【法人の場合】

所在地：市内事業所の住所
氏名：社名、代表の役職、氏名を必ず記入
押印：代表者の印（実印）

【個人事業主の場合】

所在地：代表の自宅住所
氏名：屋号と代表の氏名を記入
押印：個人印

年 月 日

所在地 吉川市きよみ野1-1
商号・屋号 株式会社なますの里
代表者名 代表取締役 吉川太郎 印
電話番号 048-982-000



高騰対策支援金の給付を受けたいので、(1) 誓約事項に同意の上、下記のとおり必要書類を添えて申請するとともに、給付決定があったときは、指定口座への振込みの方法により請求します。

記

(1) 誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した事項及び添付書類に偽りはありません。 虚偽の申請であることが判明した場合には、支援金を返還します。 本申請に係る書類等は5年間保管し、請求されたときは速やかに提出します。 この要綱第4条各号に掲げる事業者等に該当しません。 本申請に係る審査のために、職員が市税等の納付状況を照会することに同意します。
(2) 給付区分	<input type="checkbox"/> 第5条第1号に掲げる事業者等 事業用自動車の所有台数 _____ 台 <input checked="" type="checkbox"/> 第5条第2号に掲げる事業者等 (業種： 製造業)
(3) 請求額	金 _____ 円 請求額は空欄とすること
(4) 振込先	金融機関名 〇〇銀行 支店名 ××
	種別 普通 <input checked="" type="checkbox"/> ・当座 <input type="checkbox"/> 口座番号 1 1 1 1 1 1 1
	フリガナ カ) ナマズノサト
	口座名義人 (株)なますの里
備考欄	自宅兼事務所のため、電気代及びガス代は家事按分(使用割合 50%)で算出

(以下、担当確認欄)

法人名ふりがな		家事按分をした場合や、申請者名と電気代の契約者名が違う場合は、備考欄にその理由を記載してください。	
代表者名ふりがな			
生年月日			人事業主の場合のみ

別紙1 (第 営業所が複数ある場合は営業所単位で内訳書を作成してください)

事業用自動車内訳書

営業所名を記入

事業者等名 (屋号、商号)	株式会社なますの里	事業所名	吉川営業所
------------------	-----------	------	-------

車検証に記載する用途を記入

番号	用途	車両ナンバー	添付書類
1	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
2	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
3	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
4	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
5	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
6	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
7	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
8	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
9	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
10	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
11	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
12	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
13	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
14	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
15	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
16	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
17	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
18	特種	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
19	特種	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
20	貨物	春日部〇〇 あ 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証
21			<input type="checkbox"/> 自動車検査証
22			<input type="checkbox"/> 自動車検査証
23			<input type="checkbox"/> 自動車検査証
24			<input type="checkbox"/> 自動車検査証
25			<input type="checkbox"/> 自動車検査証

別紙2（第5条第2号に掲げる事業者等用）

算定表

1 基準となる平均月額

令和4年の月を3ヶ月以上

令和4年1月から12月までのうち任意の3ヶ月以上の期間における経費を下表へ記載
 ※証明書類として勘定元帳、領収書、レシート、請求書などを添付してください。

月	水道光熱費	燃料費	合計額
1	250,000円	150,000円	400,000円
2	200,000円	150,000円	350,000円
8	280,000円	50,000円	330,000円
		円	円
		円	円
	円	円	円

上記期間における経費の平均月額 360,000 円…①

2 前年同時期の平均月額

令和3年の同月を記入

上記に記載した期間と同時期における経費を下表へ記載
 ※収支内訳書等の代用可

月	水道光熱費	燃料費	合計額
1	200,000円	100,000円	300,000円
2	150,000円	90,000円	240,000円
8	180,000円	60,000円	240,000円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

上記期間における経費の平均月額 260,000 円…②

3 差額

①-② = 100,000 円

上記内容について、事実上

令和 〇年 〇月 〇日

上記内容を確認した日

事業者等名：株式会社なますの里 役職・代表者名：代表取締役 吉川太郎

代理確認者（担当税理士等）：税理士法人〇〇〇〇



ゴム印でも可

法人印や職印を押印

別紙3（令和3年10月1日後に事業を開始した事業者等用）

算定表

1 基準となる平均月額

令和4年の月を3ヶ月以上

令和4年1月から12月までのうち任意の3ヶ月以上の期間における経費を下表へ記載
 ※証明書類として勘定元帳、領収書、レシート、請求書などを添付してください。

月	水道光熱費	燃料費	合計額
10	90,000円	60,000円	150,000円
11	80,000円	70,000円	150,000円
12	90,000円	90,000円	180,000円

上記期間における経費の平均月額 160,000 円…①

2 上記期間における経費の消費数量

前年と同時期に上記に記載した期間における経費の数量等を使用したと仮定した場合の経費の数量等を下表に記載

月	ガソリン	電気	ガス
10	150ℓ	1500kwh	50 m ³
11	120ℓ	1600kwh	70 m ³
12	180ℓ	1400kwh	30 m ³
平均	150ℓ	1500kwh	50 m ³
金額	23,205円	37,770円	3,907円

上記期間における経費の平均月額 64,882 円…②

(各経費単価)

ハイオク	ガソリン	軽油	灯油	重油	電気	ガス	水道
165.5 円/ℓ	154.7 円/ℓ	134.7 円/ℓ	1715.7 円/18ℓ	84.82 円/ℓ	25.18 円/kwh	78.13 円/m ³	※

※水道料金については上下水料金早見表を使用

3 差額

①－②＝95,118 円

上記内容について、事実上

令和 〇年 〇月 〇日

上記内容を確認した日

事業者等名：株式会社なまずの里 役職・代表者名：代表取締役 吉川太郎

代理確認者（担当税理士等）：税理士法人〇〇〇〇



ゴム印でも可

法人印や職印を押印